

一般質問等の通告について

1 概要

地方自治法の一部改正により、これまで紙媒体で議員が直接来庁することにより受付をしていた一般質問等の通告についても、オンライン上での提出が可能となった。

しかし、一般質問等の通告を現場とオンライン上で実施するに当たり、通告順序の取扱いに疑義が生じる可能性があることや、質問内容の確認に連絡が取れず受付までに時間を要する可能性がある。

加えて、一般質問のみ実施しているファクシミリによる通告の取扱いについて継続するかどうかを、オンラインによる通告を実施する前に整理する必要がある。

2 検討事項

(1) オンラインによる通告書の提出方法

【案】 オンラインによる提出者は、事前に議会局に通告書案を電子メールで送付

⇒ 提出者は、電子メール送付後に議会局に電話連絡し、議会局はメール受信確認を行う。その後、内容が確定するまで連絡可能な体制を確保しておく。

⇒ 議会局が通告書案の内容を確認し、調整後の確定版を提出者に送信する。

⇒ 提出者は、確定版を議会局に電子メールで返送することにより、その時刻をもって通告時刻とする。

(2) 通告初日の通告開始時刻に複数の通告者がいる場合のくじの実施方法

【案】 通告開始時刻に複数の通告者がいる場合は、現状どおり、くじにより決定する。

ただし、オンラインにより通告書の提出を行い現場でくじを引くことができない議員は、Zoomやビデオ通話機能を利用して現地の様子が確認できる環境下において議会局職員が代替してくじを引くことにより通告順序を決定する。

(3) 一般質問のファクシミリによる通告の取扱い

【案】 電子メールで通告できることに鑑み、ファクシミリによる通告は行わない。

⇒ 「つくば市議会ファクシミリによる一般質問通告の申合せ事項」の廃止